昭和四十七年政令第四百三十二号 防災のための集団移転促進事業に係る国の

七年法律第百三十二号)第二条第二項、第七条及国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十 第十条の規定に基づき、この政令を制定する。 (法第二条第二項の住宅団地の規模) 財政上の特別措置等に関する法律施行令 防災のための集団移転促進事業に係る

ることができる規模とする。 交通省令で定める戸数の住宅を集団的に建設す る住居の数に応じ五戸を下らない範囲内で国土 画」という。) において定める移転しようとす 移転促進事業計画(以下「集団移転促進事業計 定める規模は、法第三条第一項に規定する集団 「法」という。) 第二条第二項に規定する政令で 財政上の特別措置等に関する法律(以下条 防災のための集団移転促進事業に係る国 施設

(法第三条第二項第三号の施設)

第二条 法第三条第二項第三号に規定する政令で 定める施設は、次に掲げるものとする。 高齢者、 障害者、乳幼児又は児童が通所、

又は特別支援学校(前期課程に係るものに限る。) 幼稚園、 小学校、中学校、義務教育学校、

に類する施設

入所又は入居をする社会福祉施設その他これ

病院、診療所又は助産所

第三条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて 囲及びその算定に関し必要な事項は、国土交通ものとする。この場合において、当該経費の範 費について、それぞれその四分の三を補助する移転促進事業に要する法第八条各号に掲げる経 実施する市町村又は都道府県に対し、当該集団 法第二条第二項に規定する集団移転促進事業を (国の補助)

(法第八条第三号の公共施設)

省令で定める。

第四条 法第八条第三号に規定する政令で定める 団地の規模を勘案して必要と認めるものとす域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅通大臣が法第二条第一項に規定する移転促進区施設その他これらに類する公共施設で、国土交道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水 住宅団地(以下「住宅団地」という。)に係る 公共施設は、法第三条第二項第三号に規定する 1

(法第八条第五号の施設の整備)

第五条 法第八条第五号に規定する政令で定める 加工所又は共同倉庫の設置とする。 ものは、住宅団地内における共同作業所、 共同

(国の普通財産の譲与等)

第六条 価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。 当該市町村又は都道府県に対して、同表の区分 合には、これらを行うことができない。 の運用が営利を目的とし、又は利益をあげる場 ただし、市町村又は都道府県における当該施設 進事業計画に係るものの用に供する場合には、 を次の表の上欄に掲げる施設で当該集団移転促 実施する市町村又は都道府県において普通財産 法第二条第二項に規定する集団移転促進事業を に応じ、当該普通財産を無償又は時価より低い 国は、集団移転促進事業計画に基づいて

渡又は貸付け 普通財産の譲

施行する。

排水路を含む。以下同じ。) 道路(道路に附属して設置される貸付け 住宅団地に係る第四条に規定する譲与又は無 の方法

||及び排水施設(道路に附属して設 飲用水供給施設、集会施設、 置される排水路を除く。) 住宅団地に係る第四条に規定する無償貸付け 広場

||住宅団地において法第三条第二項 第二号に規定する移転者(以下七割以内を減 的で経営する住宅施設 「移転者」という。) に賃貸する目額した対価に 貸付け 時価からその よる譲渡又は

||る住宅を含む。)の用地で移転者による譲渡又は ||が移転者に譲渡する目的で建設す |住宅団地において移転者が建設す ||る住宅(当該市町村又は都道府県|五割以内を減 貸し付けるもの 額した対価に 時価からその 貸付け

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 二五号) (昭和四九年六月二六日政令第1 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 国土庁設置法の施行の日

二号) 附 則 抄 (平成一二年六月七日政令第三

(施行期日)

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 この政令は、内閣法の一部を改正する法律 伞

七号) 則 (平成一七年四月一日政令第一二

この政令は、公布の日から施行する。 (令和二年四月一日政令第一三九

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する 附 則 (令和三年七月一四日政令第二〇

る規定の施行の日(令和三年七月十五日)から の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げ この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等